

あなたのお話きかせてね



☆まずは、家族や先生、友達など、周りの人に話してみよう！

☆ヤングケアラーに関する電話相談は・・・

いじめ・不登校ホットライン
24時間・365日受付
電話相談：0120-0-78310

児童相談所相談専用ダイヤル
24時間・365日受付
電話相談：0120-189-783

子ども家庭支援センター・テラ
平日午前9時～午後5時30分
055-222-8012

面接相談窓口(県総合教育センター)
平日午前9時～午後5時

※事前の電話予約をお願いします
予約：055-263-3711

ヤングケアラーとは、「本来、大人が行うと考えられている食事のしたく、洗たくなどの家事や家族のお世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」とされています。

下のような例が挙げられます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気の家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration:Izumi Shiga

※家事や家族のお世話をする事、それ自体は大変尊いことです。でも、それによって皆さんの勉強する時間や自由に遊んだりする時間が無くなってしまふようなことは、避けなければなりません。